

家族類型別世帯数の比較

山本千鶴子

1 目的

最近では、国勢調査の集計が早期化されたとはいえ、世帯に関する詳しい結果の発表までには一定の年月がかかる。最新の国勢調査結果が未発表の時期に、世帯の最新の動向を知るためには国勢調査以外の調査結果を利用しなければならない。また、国勢調査は5年毎に実施されるため、その間の動向を知るためにも、やはり他の調査結果を利用する必要性が生じる。このような理由から、本稿では国勢調査の実施年以外の年次に利用できる世帯統計およびそれを利用する場合の留意点について、世帯員が2人以上の世帯を対象に検討することにした¹⁾。

これまで用いられてきた世帯分類は、主として世帯員の親族関係、世帯員の親族関係と年齢の組み合わせ、世帯員の就業状態等であった。今回はその中から世帯員の親族関係を用い、核家族世帯を中心とした世帯分類をとりあげ、その定義、分類方法及び世帯数の比較・検討を行う。その場合、ここでは国勢調査の世帯統計を比較の基準とするので、その世帯分類を家族類型ということにしたい。

2 比較に用いた調査

比較に用いた調査は、表1で示したように国勢調査の他に、就業構造基本調査、住宅統計調査、全国消費実態調査、厚生行政基礎調査（昭和61年からは国民生活基本調査と改正）、社会生活基本調査である。これらの調査の比較年次は、最新の国勢調査が昭和60年のため、60年あるいはそれに一番近い年の調査を取り上げた。

調査の客体数は、国勢調査以外は抽出調査であるため、それぞれ様々である。また、どの調査も調査対象から外国の外交団や外国の軍人・軍属を除外し、国勢調査以外の調査ではその上、施設で生活する者の世帯を除外している。さらに、就業構造基本調査と社会生活基本調査では15歳未満の者もその数について調査しているが集計の段階で除き、全国消費実態調査は飲食店、旅館を営む世帯、下宿人や住み込みの者が4人以上いる世帯を除外している。

3 世帯員の親族関係による分類および定義

世帯員の親族関係による分類について示したものが表2である。この表の「核家族世帯」とは、周

1) 山本千鶴子は「わが国の世帯統計」、『人口問題研究』、第151号、1979年、pp.63-72で国勢調査、厚生行政基礎調査、就業構造基本調査、住宅統計調査において、世帯員が2人以上の世帯の定義は同じであり、調査方法や調査対象の違いにもかかわらず世帯数の推移に差が少ないことを指摘した。

表1 調査の概要

調査名	調査年	調査客体数
国勢調査 就業構造基本調査	昭和60年 昭和57年	悉皆調査 全国世帯数の約 1/100, 37万世帯 15歳以上全員, 約93万人
住宅統計調査	昭和58年	国勢調査区の1/6の調査区を抽出し、さらにそれを2分割し、その内の1つを調査区として無作為抽出
全国消費実態調査 厚生行政基礎調査 社会生活基本調査	昭和59年 昭和60年 昭和61年	5.4万世帯 8.8万世帯, その全世帯員, 28万人 9.5万世帯, 15歳以上の人, 24万人

表2 家族類型分類の比較

国勢調査		住宅統計調査		厚生行政基礎調査	
(二人以上の普通の親族世帯)	核家族世帯 (1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦と子供から成る世帯 (3)片親と子供から成る世帯	(二人以上の普通の親族世帯)	(核家族世帯) (1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦と子供 ⁴⁾ のみの世帯 (3)片親と子供 ⁴⁾ のみの世帯	(二人以上の普通の親族世帯)	(核家族世帯) (1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦と未婚の子のみの世帯 (3)片親と未婚の子のみの世帯
	(直系的三世代世帯) (4)夫婦と子供と親から成る世帯		(直系的三世代世帯) (4)夫婦と子供 ⁴⁾ と親のみの世帯		(直系的三世代世帯) (4)三世代世帯 ⁶⁾
	(傍系的世帯) (6)夫婦と他の親族 ¹⁾ から成る世帯 (7)夫婦と子供と他の親族 ²⁾ から成る世帯 (8)夫婦と親と他の親族 ³⁾ から成る世帯 (9)夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯		(傍系的世帯) (6)他の親族がいる世帯		(5)その他の世帯 ⁷⁾
	(他の世帯) (5)夫婦と親から成る世帯 (10)兄弟姉妹のみから成る世帯 (11)他に分類されない親族世帯		(他の世帯) (5)夫婦と親のみの世帯 (7)兄弟姉妹のみの世帯 (8)その他の世帯		
非親族世帯					

- 注 1) 親、子供を含まない。 5) 非親族世帯を含む。
 2) 親を含まない。 6) 世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯。
 3) 子供を含まない。 7) 住み込みの家事手伝い人がある世帯を含む。
 4) 独身の子供に限る。 8) 父子世帯と母子世帯の合計。子供は20歳未満に限る。

知のように「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子の世帯」、「片親と子の世帯」からなり、国勢調査、住宅統計調査、厚生行政基礎調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査に使われている。なお、就業構造基本調査では家族類型別世帯数が得られるが、集計対象は妻のため「核家族世帯」には「片親と子の世帯」は含まれていない（就業構造基本調査は、他の分類も同様）。

2人以上の世帯から「核家族世帯」と「非親族世帯」を除いた「その他の親族世帯」は、「直系的三世代世帯」、「傍系的世帯」と「他の世帯」に分類することができる²⁾。「直系的三世代世帯」とは「夫婦と親（両親又は片親）と子の世帯」（言いかえると、「老夫婦と子夫婦と孫の世帯」と「片親と子夫婦と孫の世帯」）および「子（ないしはその配偶者）と親（両親又は片親）と孫からなる世帯」（言いかえると、「老夫婦と子（ないしはその配偶者）と孫」と「片親と子（ないしはその配偶者）と孫」）である。ところが、厚生行政基礎調査の「三世代世帯」³⁾には、「傍系的三世代世帯」や「四世代以上の世帯」も含まれている。しかし、国勢調査、住宅統計調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査では、範囲が狭く「夫婦と親と子の世帯」となっている。

「傍系的世帯」とは世帯の中に他の親族がいる世帯とすれば、それは「夫婦と他の親族」、「夫婦と子供と他の親族」、「夫婦と親と他の親族」、「夫婦と子供と親と他の親族」からなる世帯である。「傍

2) 森岡清美・石原邦雄は、国勢調査の「その他の親族世帯」を「直系世帯」、「直系+傍系世帯」、「核+傍系世帯」、「他に分類されない世帯」の4つに分類している（統計研究会、『新SNA型超長期モデルの開発』委託調査結果報告書、1979年、p.75）。そして、森岡清美は「世帯構造別分類の標準化への提言」（『厚生指標』第26巻第5号、1979年、p.55）の中でその他の親族世帯を「直系家族世帯」、「直系傍系世帯」、「核傍系世帯」、「他に分類されない世帯」の4つに分類することを提案している。また、湯沢雍彦は普通世帯を「核家族世帯」、「直系家族世帯」、「その他の親族世帯」、「非親族を含む世帯」、「単独世帯」に分類し、さらに「直系家族世帯」の中を「両親+夫婦+子」、「片親+夫婦+子」、「傍系を含む三世代」、「その他の直系世帯」に再分類している（『戦後家族変動の統計的考察』、福島正夫編、『家族政策と法』(3)戦後日本家族の動向)、p.14。

3) 森岡清美は2)の前掲書において厚生行政基礎調査と国勢調査の世帯構造分類の標準化を提唱し、その中で厚生行政基礎調査の「三世代世帯」、「その他の世帯」について「それぞれ、直系家族世帯、他に分類されない2人以上の世帯、に対応するようであって、実はそうではない」と述べている。

	全国消費実態調査	就業構造基本調査	社会生活基本調査
（二人以上の世帯）	核家族世帯 (1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦または片親と未婚の子のみの世帯	(核家族世帯) (1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦と子供の世帯	(核家族世帯) (1)夫婦のみの世帯 (2)夫婦と子供 ⁴⁾ の世帯 (3)片親と子供 ⁴⁾ の世帯 ⁵⁾
	(直系的三世代世帯) (3)夫婦と子供と親の世帯	(直系的三世代世帯) (4)夫婦と子供と親の世帯	(直系的三世代世帯) (4)夫婦と子供 ⁴⁾ と親の世帯
	(4)夫婦とその親の世帯 (5)その他の世帯	—	(5)夫婦と親の世帯 (6)他に分類されない親族世帯
	—	(他の世帯) (5)夫婦と親のみの世帯	—

「系的世帯」は、国勢調査では定義に合わせて組変えができ、住宅統計調査では「他の親族がいる世帯」がこれに該当するだろう。また、厚生行政基礎調査は「その他の世帯」がこれに該当するようにみえるが、それはさらに、「夫婦と親の世帯」、「兄弟姉妹のみの世帯」や「非親族世帯」なども含んでいる。しかし、就業構造基本調査、全国消費実態調査や

社会生活基本調査では「傍系的世帯」に関する分類は得られない。

「他の世帯」は「その他の親族世帯」の内、「直系的三世代世帯」と「傍系的世帯」を除いた親族世帯である。これは「夫婦と親の世帯」、「兄弟姉妹のみの世帯」、「他に分類されない親族世帯」からなる。この分類は国勢調査と住宅統計調査で使われているが、後者はその中に「非親族世帯」を含む。

4 分類方法

世帯の分類方法は分類に用いる世帯員の範囲および基準となる人によっていくつかの方法がある。

世帯の分類に用いられる世帯員は、親族世帯員のみを対象とする調査と全世帯員によるものがある（表3参照）。親族世帯員のみを分類の対象とするのは国勢調査、就業構造基本調査であり、全世帯員を対象とするのは住宅統計調査、厚生行政基礎調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査である。この場合、「非親族世帯」の世帯員および同居の非親族世帯員がいる世帯の扱いが問題となるが、いずれも非親族世帯員の数は小さいので無視することができよう。

次に、分類の基準となる人については、次の2つの場合が考えられる。それは世帯の中で最も若い夫婦を基準とするか、あるいは世帯主を基準とするかである（表4参照）。世帯の中で最も若い夫婦を基準とする調査は国勢調査、住宅統計調査、就業構造基本調査であり、世帯主を基準とするものは厚生行政基礎調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査である。しかし、どちらを基準にしても世帯分類は変わらない場合が多いが、「直系的三世代世帯」の内、「子（ないしはその配偶者）と親と

表3 家族類型の分類の対象

世帯員の種類	調査名
親族世帯員	国勢調査 就業構造基本調査
全世帯員	住宅統計調査 厚生行政基礎調査 全国消費実態調査 社会生活基本調査

表4 家族類型の分類基準

基準となる人	調査名
最も若い夫婦を基準	国勢調査 住宅統計調査 就業構造基本調査
世帯主を基準	厚生行政基礎調査 全国消費実態調査 社会生活基本調査

孫の世帯」や「子夫婦と親夫婦と祖父母の世帯」などは基準となる人の取り方によっては同一の分類にはならないが、この調整は不可能である。

5 世帯数の比較

家族類型別世帯数について示したものが表5である。ここでは、全国消費実態調査は世帯数が10万分比で表章されているため除いてある。

この表によれば、2人以上の世帯は国勢調査、住宅統計調査、厚生行政基礎調査と社会生活基本調査で得られ、その値は3,000万前後を示している。その内、「核家族世帯」は国勢調査の2,280万世帯と厚生行政基礎調査の2,274万世帯とがほぼ等しく、その差は6万世帯と小さい。また、国勢調査と住宅統計調査との差は100万世帯、国勢調査と社会生活基本調査との差は110万世帯であった。「その他の親族世帯」は国勢調査が720万世帯、住宅統計調査が750万世帯、厚生行政基礎調査が760万世帯である。しかし、厚生行政基礎調査と住宅統計調査は、「その他の親族世帯」に「非親族世帯」も含んでいるため、国勢調査よりそれだけ範囲が広く、世帯数も多い。

「直系的三世帯世帯」の数は国勢調査と社会生活基本調査はいずれも450万世帯と等しく、住宅統計調査は510万世帯、厚生行政基礎調査は570万世帯でその差は60万世帯となっている。なお、同じ調査年であるにもかかわらず国勢調査と厚生行政基礎調査の差は120万世帯の差がある。その差の一つの要因は上述のごとく、厚生行政基礎調査の定義の範囲が広いことがあげられる。

さらに、「傍系的世帯」は調査間での世帯数の差が大きく、国勢調査は140万世帯、住宅統計調査は100万世帯であった。

「他の世帯」には色々な世帯分類が含まれており、定義上整合性は小さい。唯一「夫婦と親の世帯」は比較が可能である。その数は、国勢調査は68万世帯、就業構造基本調査は67万世帯、住宅統計調査は71万世帯、社会生活基本調査は75万世帯であった。

表5 家族類型別世帯数の比較

(単位：千世帯)

調査名	2人以上の世帯	核家族世帯	その他の親族世帯	直系的三世帯世帯	傍系的世帯	他の世帯
就業構造基本調査	—	20,288 ¹⁾	—	4,394	—	— (673)
住宅統計調査	29,368	21,833	7,535 ²⁾	5,105	1,011	1,419 (706)
国勢調査	30,085	22,804	7,209	4,506	1,376	1,329 (683)
厚生行政基礎調査	30,376	22,744	7,632 ²⁾	5,672	—	1,959
社会生活基本調査	26,939	21,704	—	4,482	—	— (753)

注 ()内は夫婦と親の世帯数。

1) 片親と子の世帯を含まず。

2) 非親族世帯を含む。

6 まとめ

以上、国勢調査を基準として5調査を比較検討してきた。最新の世帯の動向ないしは国勢調査間の世帯の動向を知るには、国勢調査と、世帯の定義、分類方法および世帯数が等しい調査を利用することがのぞましい。利用可能な調査およびその場合の留意点は次のとおりである。

「核家族世帯」については、国勢調査と厚生行政基礎調査の定義は同じであり、その世帯数もほぼ等しい。また、「直系的三世帯世帯」については、国勢調査と社会生活基本調査の定義は同一で、その世帯数もほとんど同じであった。最後に、「傍系的世帯」については、その定義は国勢調査と住宅統計調査が同じであったが、世帯数に差がみられた。なお、上記調査の世帯分類に用いられた世帯員の範囲および分類の基準となる人には違いがあるけれども、その影響は小さいといえよう。